

ID: 128

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の自動車保管場所の使用料の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第46条		
例 規 番 号	平成9年条例第31号		
【根拠条文】 (保管場所の使用料の減免又は徴収猶予) 第46条 市長は、特別の事情があると認めるときは、保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日